

平成27年9月11日

報道解禁:9月14日16時以降

お知らせ

資料提供先: 島根県政記者会

～違反車両撲滅のため取り締まりの強化～ 【第4回】特殊車両の指導取締を実施します！

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるため、特殊車両の指導取締を継続的に実施し、これらの車両について、適正な運行がなされるように指導取締を実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの聞いた取り組みを進めていくこととなりました。

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

○日 時 : 平成27年9月14日(月) 14:00～16:00

雨天等の場合は中止にすることがあります。
※平成27年度は第4回目の取締となります。

○場 所 : 一般国道9号(上り) 宍道車両監視所
松江市宍道町佐々布地内 ※詳細は別紙1参照

○協力機関 : 島根県松江警察署

○留意事項 : 報道解禁は下記の通りとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

ラジオ、テレビ・・・取締日の16時以降

新聞・・・・・・・・・・取締日の夕刊以降

なお、当日の取材を希望される場合は、事前に問い合わせ先に連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所

副所長(管理)

やまさき あきら

山崎 彰 (内線205)

(管理担当) 管理第一課長

じろうまる つよし

次郎丸 毅 (内線431)

(広報担当) 計画課長

やまもと としひこ

山本 俊彦 (内線261)

TEL: 0852-26-2131 (代表)

0852-60-1346 (管理第一課直通)

※松江国道事務所では、twitter(ツイッター)による情報発信を行っています。

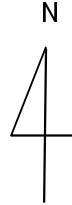
ツイッター: http://twitter.com/road_matsue

QRコード



別紙1

位置図



※取締状況及び、結果

●平成27年8月20日(木)に今年度【3回目】の特殊車両指導取締を行いました。

これまでの取締結果は次のとおりです。

実施年月日	実施路線	取締台数	違反台数	違反内訳	
				無許可	通行条件違反
2回目までの累計		1	1	1	0
(3回目)H27.8.20	国道9号(上り)	2	1	0	1

※現在までに、警察機関の御協力もありトラブルは発生しておりません。
今後も引き続き円滑な特殊車両指導取締を行っていきます。

車両重量計測状況



車両寸法計測状況



事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合は、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容を公表します。さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

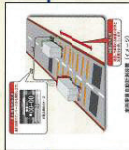
■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。



■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります

違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住 所	電 話 番 号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区善町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課	〒747-8585 防府市国衛1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>



国土交通省
中国地方整備局

ホームページアドレス <http://www.cgr.mlit.go.jp/>
〒730-8530 広島市中区上江町堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL 082-221-9231

H27.4.1 ※H27.6.1からは一部許可基準が改正されています(別紙参照)

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか?

「特殊車両通行許可制度」



特殊車両の通行による社会資本への影響

ルールを守って
みんなが安心して
きれいな道路を!

道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- 道路の長さ、強度は一定の基準で造られています。
- 基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になってきているものもあります。

車両 社会・経済活動に必要な不可欠なもの

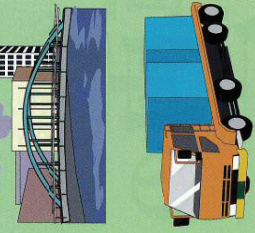
【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準】

- 長さ・重さ・構造は本来、道路の基準と整合させています。
- しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

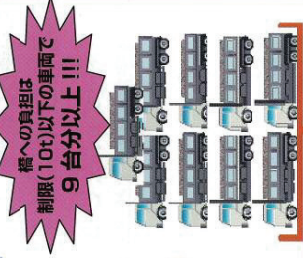
道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可



過積載車両が及ぼす橋への負担



仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、剛性に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

過積載車両が及ぼす橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。



「特殊車両」に該当する車両

車両の長さ、重さ、幅、高さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車道幅員等)	道路構造による保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	運行(連結・積載)状態で12m ※12m以上の車両は、トランクとトレーを別個として取り扱います。 ※トレー等積載車はほとんどがこれを超過します。	指定なし 自動車単体で12m ただし、他の車両を牽引する場合は2.5m (それぞれが1.2mまで)	指定なし 他の車両を牽引する場合は2.5m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	指定なし ただし、荷物の積み出しは不可
高さ	積載状態で0.0m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で0.0m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車道の構造に応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の場合に超えて積載してはならない(測積載)	指定なし
軸重(軸)	積載状態で最大10t	最大10t	指定なし

どれか1つでも越える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項
道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合)にあってはその状態におけるものを、長さ、重量、高さ、長さ及び最小回半径の最高限度は政令で定める。

道路法第47条第2項
車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行してはならない。

道路法第47条の第2項第1項
道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両の通行を許可することができる。

※HZ7.6.1からは一部許可基準が改正されています(別紙参照)

「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(海主・運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の長さ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。



規制情報はリアルタイムで更新しています
申請時及び運行時の参考としてください。

運行の規制情報

申請時及び運行時の参考としてください。

申請時及び運行時の参考としてください。

【ポイント】 > 道路管理者が異なる複数の道路に渡る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。

(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

> 許可期間は車両や貨物の長さ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的(往復)のみ)により最長2年まで。

> 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

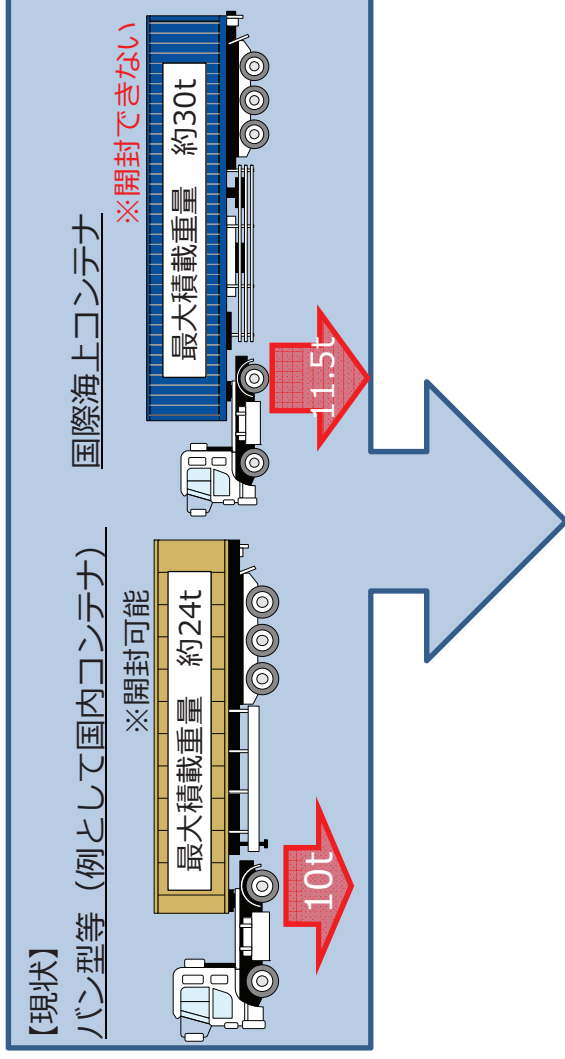
通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!
申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長人物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立ててください。自動車検査証記載の「最大積載量」(車両総重量)以下の重量でも許可できない場合があります。

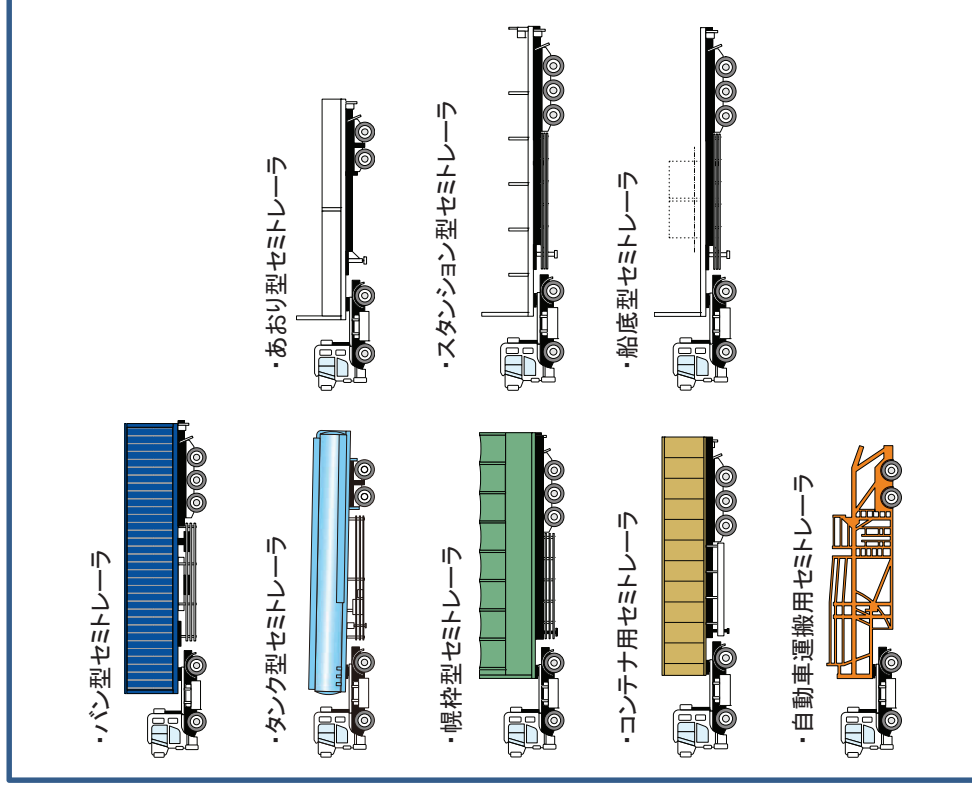
バン型等セミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一について

○国際海上コンテナ輸送車両に限り許可されていた駆動軸重（11.5t【通常は10t以内】）をバン型等セミトレーラ連結車（2軸トラクターに限る特例8車種）にも同等の緩和を実施
※但し、エアサスペンションを装着する車両など、今回の緩和により道路運送車両法の保安基準適合となる車両が対象

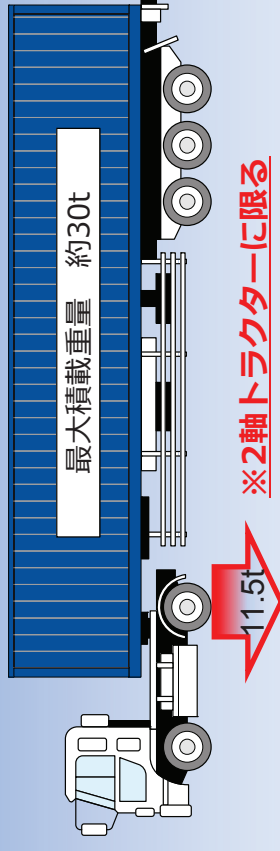
■ 駆動軸重の緩和



■ 緩和対象車両（特例8車種）



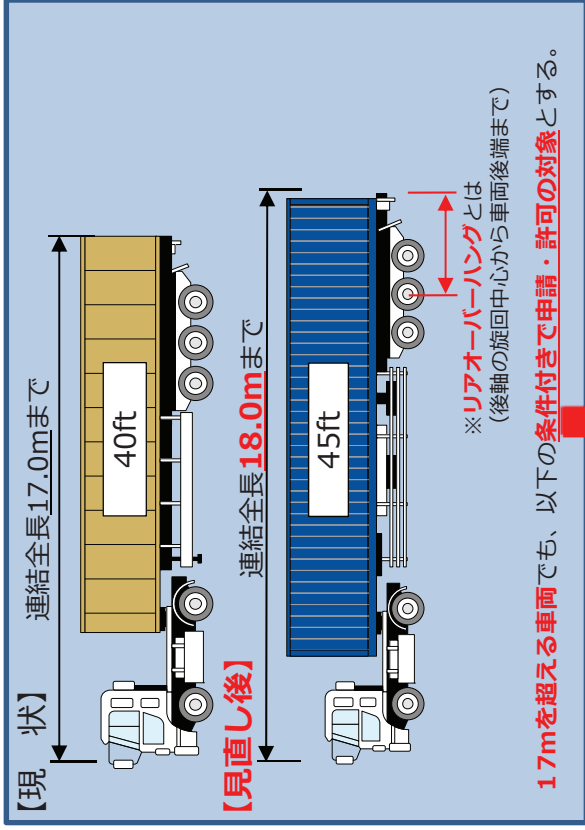
【緩和後】 国際海上コンテナ輸送車両に限らず駆動軸重11.5tに緩和



45フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直しについて

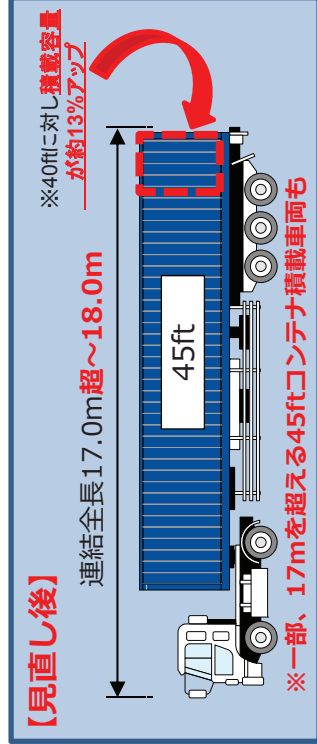
- 従来の40フィートコンテナより長い45フィートコンテナ（+約1.5m）の需要があり、45フィートコンテナに対応するためには、車両長が17mを超える車両が一部存在
- そのため、45フィートコンテナを積載する車両を始めバン型等のセミトレーラ連結車（特例8車種）の車両長の制限を緩和（17m→18m）※ただし、リアオーバーハングに条件あり
- また、通行許可の審査をする際にも、リアオーバーハングや交差点の交差角を考慮の上、審査条件を緩和

■全長の緩和（海上コンテナ輸送車両の例）



- ①全長17.5mまで リアオーバーハング※ 3.2 m ≤ L ≤ 4.2 m
- ②全長18.0mまで リアオーバーハング※ 3.8 m ≤ L ≤ 4.2 m

■効果（海上コンテナ輸送車両の例）



■審査条件の緩和

※特殊車両通行許可限度算定要領より

現 状	【車両分類 I - 1】	【車両分類 0 - 1】
	14m < L ≤ 17m	17m < L ≤ 20m
見直し後	17mを超える車両でも、以下の条件付きで算定要領に定める車両分類 I による審査結果と同等とする。 → 申請経路内の交差点の交差角90°以内 かっ	

■緩和対象車両（特例8車種）

※海コンに限らずバン型等セミトレーラ連結車全体を対象

- ・バン型セミトレーラ
- ・幌枠型セミトレーラ
- ・自動車運搬用セミトレーラ
- ・スタンション型セミトレーラ
- ・タンク型セミトレーラ
- ・コンテナ用セミトレーラ
- ・あおり型セミトレーラ
- ・船底型セミトレーラ